

立川市 学校における働き方改革の更なる推進について

～「業務量管理・健康確保措置実施計画」への位置付けと今後の取組～

1. 趣旨・目的

令和7年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」等の改正を受け、教育委員会には新たに「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表、および総合教育会議への報告が義務付けられた。

本市では、現行の「立川市 学校における働き方改革総合プラン」を本法律に基づく計画として位置づけ、働き方改革を一層推進させる。

2. 給特法等改正に伴う主な変更点

◇処遇の改善と適正化について

- ・教職調整額の引き上げ：高度専門職としての職責を考慮し、現行の4%から10%（令和12年度までに段階的）への引き上げに対応する。
- ・義務教育等教員特別手当：学級担任等の校務類型に応じた加算措置を講じる。

◇新たな職「主務教諭」の設置について

- ・東京都教育委員会では、法律上の主務教諭に相当する職として主任教諭がその役割を担うと整理していることから、立川市においても同様の整理とする。

◇健康確保措置の義務化について

- ・在校等時間が一定の上限を超えた教員に対し、管理職による面談や教育委員会による指導を徹底し、安全配慮義務を履行する。

3. 立川市教育委員会が達成すべき成果指標（目標値）

◇国の指針等に基づき、立川市教育委員会は、令和11年度までに以下の水準の達成を目指す。

指標内容	目標値
1 か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員	ゼロ
年間の時間外在校等時間	360時間以下

1 か月当たりの時間外在校等時間の平均時間（年間）	30時間程度
---------------------------	--------

◇立川市立学校教員の1 か月当たりの時間外在校等時間の割合（年間）

1か月の時間外 在校等時間	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
0～45時間	33.8%	36.2%	35.9%	40.5%	41.1%
45～80時間	41.5%	45.1%	48.1%	44.8%	45.2%
80時間～	24.7%	18.7%	16.0%	14.7%	13.7%

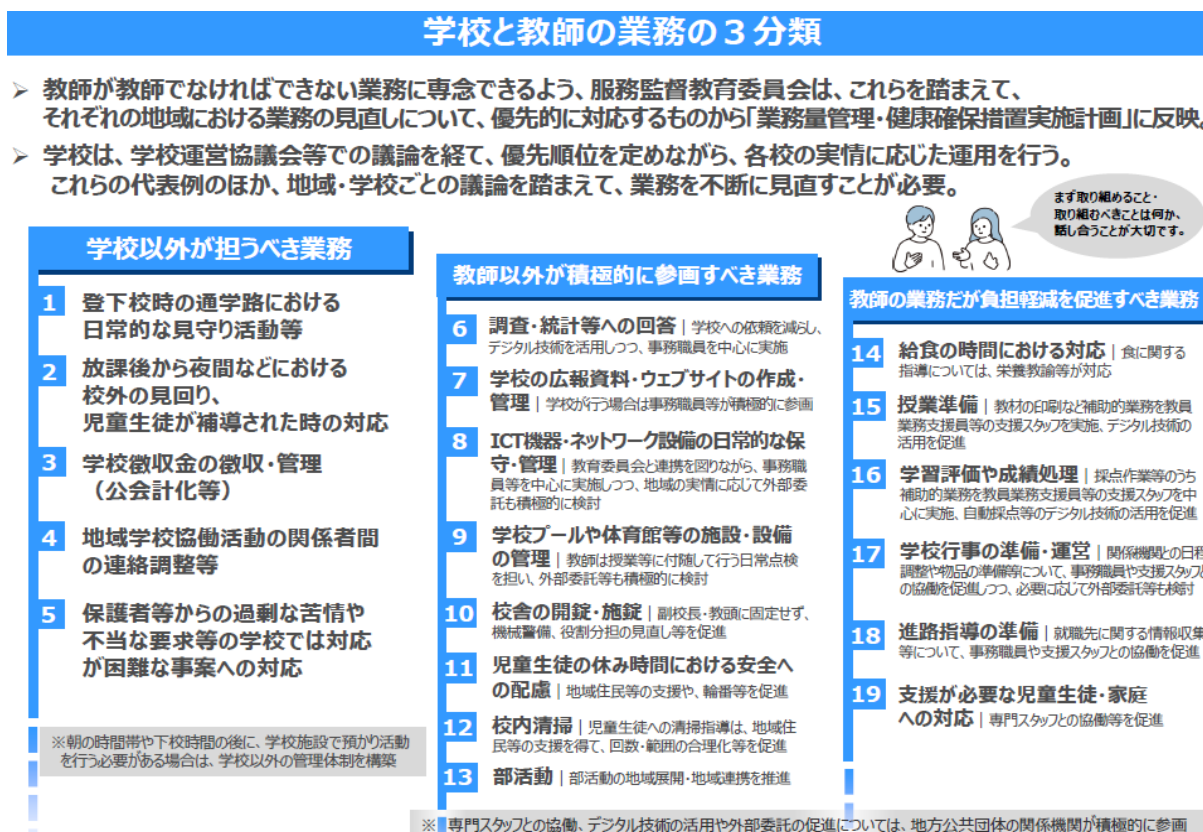
4. 立川市教育委員会の主な取組（業務量管理・健康確保措置）

「チーム学校」の実現に向け、外部人材の活用と業務効率化を柱に推進する。

（1）学校・教員が担うべき業務の精査

教員が教員としての職務に専念し、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるようにするため、東京都教育委員会における業務の精査に基づき、立川市教育委員会においても、学校や教員が担うべき業務を精査していく。

<参考>学校と教師の業務の3分類



（２）役割分担の見直しと外部人材の活用

教員が担うべき業務については専門員等を活用することにより、また、教員以外の人材が担うことができるものについては役割分担を見直すことにより、業務負担の軽減を図る。

◇専門的な人材の配置

児童・生徒の学校生活の適応支援を行う学校支援員をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校図書館支援指導員等を配置する。また、都の補助金を活用し、学習プリントの印刷や授業準備の補助などにより教員業務を補助するスクール・サポート・スタッフ、各種調査への回答や報告書作成、服従管理などを行う副校長補佐、副担任相当の業務を担い、担任を補佐するエデュケーション・アシスタント等を効果的に配置する。

◇部活動指導員の活用及び地域連携・地域移行の推進

実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を活用するとともに、休日の部活動の地域連携・地域展開に向けての取組を推進する。

（３）負担軽減・業務の効率化

教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、小学校教科担任制や校務負担軽減のための時数軽減、会議・調査等の縮減に取り組むとともに、ＩＣＴを効果的に活用する。

◇小学校教科担任制の推進

小学校高学年における教科担任制を進めることにより、授業準備の効率化等を図るとともに、学校の指導体制の効果的な強化・充実を図る。

◇授業時数や学校行事、会議、調査等の見直し・縮減

授業時数や学校行事等について指導・助言し、学校行事の廃止・統合や規模縮小等の見直しを進める。また、会議については、全教員に配布される校務用パソコンを活用した会議資料の電子化や事前配布、終了時間の設定などを行うことにより、会議時間の短縮に努める。教育委員会から学校に発出する各種調査については、必要性を精査するとともに、調査が必要な場合においては、内容や調査方法等の見直しを行う。

◇児童・生徒の一人１台タブレットＰＣの活用

児童・生徒の学習活動の充実を図るため、タブレットＰＣを効果的に活用し、効率的な授業展開を図る。

◇統合型校務支援システムの活用

教員の校務負担軽減や校務情報の一元化を図り、ＩＣＴのさらなる利用及び活用を支援するとともに、研修会等により、活用を推進していく。

（４）働く環境の改善

長時間勤務の影響等により心身の不調をきたす教員が多いため、メンタルヘルス対策を充実し、教員が働きやすい職場づくりを推進する。また、在宅勤務や時差勤務等の新たな働き

方を一層促進するとともに、男性育業取得率の向上を推進し、子育てと仕事の両立を支援していく。

◇教職員アウトリーチ型相談事業

臨床心理士等が学校を訪問することにより、教職員が外部の専門家と個別相談できる環境を提供し、精神的負担を軽減する。

◇新規採用教員メンター制度

小学校の新規採用教員が、同世代の先輩職員等（メンター）に、様々な相談を行うことができる環境を整えるとともに、メンター等に研修を行うことで、学校全体の人材育成力を向上させる。

（５）意識改革・風土改革

働き方改革の取組を効果的に進めるため、教員一人一人の意識改革を進めるとともに、地域や保護者、関係機関等への理解・協力を促す。

◇出退勤システムによる在校等時間の見える化

出退勤システムにより在校等時間を客観的に把握・集計し、学校管理職と情報共有することにより、労務管理意識を高め、時間外在校等時間の減少を図っていく。

◇教育職員の健康及び福祉の確保

学校における定時退校日の設定等を推進するとともに、年間の年次有給休暇取得日数の増加や計画的な取得促進を学校へ周知する。また、時間外在校等時間が一定の上限を超える教員に対し、管理職や教育委員会による面接指導を徹底するとともに、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を減少させる。

◇教員の意識改革

在校等時間の見える化や、管理職等への研修を行うことにより、管理職を含む教員一人ひとりがタイムマネジメントを意識した働き方ができるよう意識改革を推進する。

◇保護者・地域等への理解啓発

教員の長時間労働を改善し、学校教育の質の向上につなげていくため、働き方改革の目的や取組について、保護者や地域の方々に周知していく。

５．実施計画の評価と見直し

◇本実施計画の取組の着実な実行を図るため、立川市立学校教員の時間外在校等時間の状況を把握、公表するとともに、定例の教育委員会や総合教育会議において報告する。また、管理職や教職員等からの聞き取りを行うとともに、学校に対する個別の指導を実施する。

◇立川市立学校における働き方改革が推進するように各種取組を進めるとともに、国や都の動向、社会情勢の変化、学校現場の実態等を踏まえながら、必要に応じて実施計画の見直しを図る。